

## 第8章 資料編

### 1. 計画の策定経過

#### (1) 令和5年度計画策定経過

年	開催日等	内容
令和5年	9月29日	<b>令和5年度第1回本庄市子ども・子育て会議</b> ○ 次期本庄市子ども・子育て支援事業計画の作成について
	12月7日	<b>本庄市子ども・子育て会議委員による意見交換会</b> ○ 各種アンケート調査票に係る意見交換について
令和6年	1月11日	<b>令和5年度第1回本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会</b> ○ 次期計画の概要について ○ 次期計画の基礎資料となるアンケート調査の実施について
	1月18日	<b>令和5年度第2回本庄市子ども・子育て会議</b> ○ 第3期子ども・子育て支援事業計画及び第1期子どもの貧困対策計画に係るアンケート調査票について
	2～3月	<b>市民アンケート調査の実施</b> ○ 本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 ・ 未就学児の保護者対象調査 ・ 小学生の保護者対象調査 ○ 本庄市子どもの生活状況調査 ・ 小中学生の保護者対象調査 ・ 小学生対象調査 ・ 中学生対象調査 ○ 本庄市子ども・若者意識調査

(2) 令和6年度計画策定経過

年	開催日等	内容
令和6年	6月17日	令和6年度第1回本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会 ○ アンケート調査結果報告及び計画の策定イメージについて
	6月24日	令和6年度第1回本庄市子ども・子育て会議 ○ アンケート調査報告書について ○ 計画の策定イメージについて
	8～9月	子育て環境の向上に関するアンケート（団体調査）の実施
	10月1日	本庄市子ども・子育て会議委員による意見交換会 ○ 計画策定の経緯について ○ 計画の素案について
	10月7日	令和6年度第2回本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会 ○ 計画の素案について
	10月25日	令和6年度第2回本庄市子ども・子育て会議 ○ 本庄市こども計画（素案）の修正箇所について ○ 本庄市こども計画（素案）の修正予定箇所について ○ 委員からの意見について
	11月8日	令和6年度第3回本庄市子ども・子育て会議 ○ 本庄市こども計画（素案）の修正箇所について ○ 令和7年度以降の特定教育・保育施設利用定員について
令和7年	1～2月	パブリックコメントの実施
	2月19日	令和6年度第3回本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会 ○ パブリックコメントの結果について ○ 計画最終案について 令和6年度第4回本庄市子ども・子育て会議 ○ パブリックコメントの結果について ○ 計画最終案について

## 2. 本庄市子ども・子育て会議

### (1) 本庄市子ども・子育て会議委員名簿

役職	氏名	選出区分 (本庄市子ども・子育て会議条例第3条)		備考
委員長	岡崎 吉宏	第4号委員	本庄市教育委員会	
副委員長	飯嶋 郁也	第4号委員	本庄市小中学校校長会	
委員	若月 ひろ美	第1号委員	本庄市PTA連合会	～R6.3.31
	田中 輝好			R6.4.1～
委員	中里 泰江	第1号委員	保育園保護者会	～R6.3.31
	古浦 美鈴			R6.4.1～
委員	高田 奈実	第1号委員	幼稚園保護者会	～R6.9.30
	笹生 悦子			R6.10.1～
委員	伊井 久美子	第2号委員	子育て応援団本庄びすけっと	
委員	山崎 智恵子	第2号委員	NPO 法人本庄子育てネット	
委員	根岸 広幸	第3号委員	本庄市私立保育園園長会	
委員	星野 麻由美	第3号委員	本庄市私立幼稚園協会	～R6.9.30
	村木 絵美			R6.10.1～
委員	新井 千鶴子	第3号委員	本庄市学童保育の会	～R6.9.30
	榊田 千春			R6.10.1～
委員	高橋 公男	第4号委員	本庄市児玉郡医師会	
委員	山崎 和健	第5号委員	連合埼玉本庄児玉郡市地域協議会	～R6.3.31
	長田 亜希子			R6.4.1～
委員	吉田 望	第6号委員	公募	～R6.9.30
委員	山田 みな子	第6号委員	公募	R6.10.1～
委員	清水 理恵	第6号委員	公募	
委員	岡田 真彦	第7号委員	埼玉県熊谷児童相談所	
委員	田邊 晶子	第8号委員	本庄市民生委員・児童委員協議会	～R6.9.30
	橋本 紀江			R6.10.1～
委員	大谷 悦子	第8号委員	本庄市更生保護女性会	

## (2) 本庄市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 17 号

### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、本庄市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

### (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	6,200円
-------------	----	--------

附則（平成30年12月27日条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月31日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 3. 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会

#### (1) 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会委員名簿

No.	所属	役職	氏名	備考
1	保健部子育て支援課	課長	小島 哲	委員長 ～R6.3.31
－	同上	課長	井田 純子	委員長 R6.4.1～
2	福祉部地域福祉課	課長補佐	鳥羽 健次	副委員長 ～R6.3.31
－	同上	課長補佐	千田 浩司	副委員長 R6.4.1～
3	福祉部生活支援課	係長	鈴木 由子	
4	福祉部障害福祉課	課長補佐	田畑 知香子	～R6.3.31
－	同上	係長	小原 亜衣	
5	保健部健康推進課	主査	山田 志のぶ	～R6.3.31
－	保健部こども家庭センター	センター長補佐	荒井 隆彦	R6.4.1～
6	保健部保育課	課長補佐	田中 千恵子	
7	都市整備部都市計画課	主査	菊池 大	
8	教育委員会事務局学校教育課	指導主事	堀越 恵理佳	～R7.2.7
－	同上	指導主事	岡 真理子	R7.2.8～
9	教育委員会事務局生涯学習課	課長補佐	松澤 浩一	

## (2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会設置規程

令和6年1月4日

訓令第1号

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく本庄市子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項の規定に基づく本庄市子どもの貧困対策計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る準備、検討及び調整に関すること。
- (2) 計画の進捗管理、評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の策定及び見直しに必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる所属部署から選出される委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健部子育て支援課長を、副委員長は委員長が指名した委員をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

附則（令和6年3月29日訓令第6号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部地域福祉課	福祉部生活支援課	福祉部障害福祉課	保健部こども家庭センター
保健部保育課	都市整備部都市計画課	教育委員会学校教育課	教育委員会生涯学習課

#### 4. 用語の説明（五十音順）

五十音	用語	用語の説明
あ行	アウトリーチ型支援	必要な助けが届いていない人に、支援機関等の側からアプローチして必要な支援を行うこと。
	育児休業	<p>子を養育する労働者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）に基づいて取得できる休業のことです。</p> <p>原則として対象の児童が1歳まで取得できますが、保育所などに入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することを可能としています。</p>
か行	核家族	夫婦や親子だけで構成される家族のことで、夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や、父親又は母親とその結婚していない子どもだけの世帯のことです。
	家庭的保育（事業）	少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を家庭的な雰囲気のもとに行う事業です。
	GIGA スクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目的とした、文部科学省の取組です。
	共同親権	<p>子どもの父母が離婚した場合に、父母の一方のみが親権を持つことを単独親権と言います。</p> <p>これに対し、離婚後も父と母の双方が親権を持つようにすることを共同親権と言います。</p> <p>父母の離婚等に直面する子どもの利益を確保するため、子どもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定が見直され、令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律が成立しました。</p>

五十音	用語	用語の説明
か行	居宅訪問型保育（事業）	障害等で個別のケアが必要な場合や、施設のなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、マンツーマンでの保育を保護者の自宅で行う事業です。
	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。
	子育て支援センター	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。
さ行	さわやか相談員	小・中学生が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができる相談員です。市内全ての中学校に配置され、小学校にも派遣される第三者的な存在です。
	事業所内保育（事業）	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく地域の子どもと一緒に保育する事業です。
	児童虐待	児童に対して身体的虐待（殴る、蹴る等）、性的虐待（裸にさせる等）、心理的虐待（無視する等）、ネグレクト（食事を与えない、病院へ連れて行かない等）の行為をすることです。
	児童センター	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っている場所です。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。本市では、日の出児童センター、前原児童センター、児玉児童センターの3センターがあります。
	児童相談所	子どもに関する相談に応じ、問題、ニーズ、状況等を捉え、最も効果的な援助を行い、こどもの福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的とした機関です。都道府県等の機関であり、本市は熊谷児童相談所の管内となります。

五十音	用語	用語の説明
さ行	児童養護施設	保護者のいない児童や虐待されている児童等へ、安定した生活環境を整えるとともに、生活、学習、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う施設です。
	小規模保育（事業）	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気をもたせた保育を行う事業です。
	ショートステイ	お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により、一時的に家庭での養育が困難となった場合、市と契約した乳児院及び児童養護施設で短期間お預かりするサービスです。
	すきっぷ（発達教育支援センター）	発達が気になるこどもたちの個性を大切にしながら、自分らしく充実した生活を送れるように、保健・医療・子育て・教育・福祉分野と連携し、切れ目のない支援を目指す施設です。
	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るコーディネーター。
	スケアードストレート方式	スタントマン等と実際の車両により実際に起こり得る交通事故を再現することで、事故の恐怖を実感しながら、危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを学ぶ交通安全教育方式のことです。
た行	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付に係る施設として確認した教育・保育施設（幼稚園、保育所等）です。ただし、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。
	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付に係る事業として確認した地域型保育事業（保育所等）です。
	トワイライトステイ	保護者の仕事等の理由で、平日夜間又は休日に児童の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で保護者に代わって児童の生活指導や食事の提供などを行う事業です。

五十音	用語	用語の説明
な行	認可保育所	都道府県等が保育事業について基準を満たしていると認めた保育所を認可保育所、それ以外の保育施設を認可外保育所と表現しています。
	認定こども園	教育・保育施設のうち、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域の子育て支援を行う機能の両方を備え、かつ、認定基準を満たす施設です。
は行	発達障害	自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害の1つです。 他人とのコミュニケーションが苦手な場合もありますが、優れた能力を発揮する場合もあります。症状は人によって様々で、年齢や環境により症状は大きく変動します。
	貧困の連鎖	生活困窮家庭に育ったこどもが、大人になっても生活困窮の境遇から抜け出すことができず、自らも生活に窮する家庭を築かざるを得ない状況となり、親から子へと貧困が連鎖していくことです。
	ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する事業です。本市では、本庄市社会福祉協議会に委託して実施しています。
	放課後子ども教室	放課後や週末にこどもたちの居場所をつくるため、地域住民等の協力によってスポーツや文化活動などができるようにする取組です。
	放課後児童健全育成事業 (学童、放課後児童クラブ等)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
や行	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図る機関です。

五十音	用語	用語の説明
や行	ヤングケアラー	<p>「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っているこども・若者のこと。</p> <p>子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、本人の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこととしています。</p>
ら行	療育	障害を持つこどもに、機能の回復や長所を伸ばし社会的に自立することを目的として行われる治療と教育を併せ持つ行為です。
	量の見込み	サービス等をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込みの数です。基本的に、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて算出します。
	レスパイトケア	<p>レスパイト (respite) は、英語で「休息」や「息抜き」を意味する言葉で、レスパイトケアとは、在宅で介護をしている家族が休息を取れるようサポートを行うサービスで、もともとは介護業界で使われる言葉でした。</p> <p>近年は、育児に疲弊した子育て当事者が、孤立することなく休息や息抜きができるよう、サポートする場合にも使われています。</p>
わ行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりが充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択でき、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方です。
A-Z	M字カーブ	女性の労働力率を年齢階級別にグラフで表した場合に、その形がM字に似た形を描くことです。多くの女性が出産・育児を経験する30代で労働力率が低下するために生じています。
	SOHO ビジネス	Small Office・Home Office の略で、小さな事務所や自宅を仕事場にし、時間や場所にとらわれない新しいワークスタイルのこと。